

三原市(下水道整備課)からのお知らせ

令和8年4月請求分から 小型浄化槽使用料が変わります

下水道事業が将来にわたって健全で安定した経営を行い、安心して浄化槽をお使いいただくため、令和5年度から段階的な浄化槽使用料の改定を実施しています。

この度、令和8年4月請求分から、2回目の浄化槽使用料の改定を実施します。皆さまのご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

小型浄化槽使用料の変更について

改定率表	
1回目 令和5年度～令和7年度	令和4年度比20%引き上げ
2回目 令和8年度以降	令和4年度比30%引き上げ

世帯人数に応じて使用料金を計算します。

使用料改定表								(税込)
世帯人数 (人)	令和 4年度	【1回目】 令和5年度 ～ 令和7年度	【2回目】 令和8年度 以降	世帯人数 (人)	令和 4年度	【1回目】 令和5年度 ～ 令和7年度	【2回目】 令和8年度 以降	
1	2,750円	3,300円	3,575円	6	6,600円	7,920円	8,580円	
2	3,520円	4,224円	4,576円	7	7,370円	8,844円	9,581円	
3	4,290円	5,148円	5,577円	8	8,140円	9,768円	10,582円	
4	5,060円	6,072円	6,578円	9	8,910円	10,692円	11,583円	
5	5,830円	6,996円	7,579円	10	9,680円	11,616円	12,584円	

※1 上記使用料から電気料金負担相当額(5人槽990円, 6～7人槽1,100円, 8人槽以上1,430円)を差し引いた金額を使用料として請求します。

※2 浄化槽使用料から控除する「電気料金負担相当額」については変更ありません。

下水道使用料改定が決まった経緯

下水道事業は、使用者の皆さんの使用料で賄うことが原則ですが、必要な事業費を確保できなくなる課題がありました。

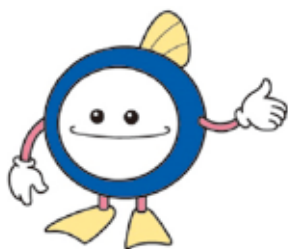
そのため、令和2年度から有識者や市民からの応募により構成された委員による「三原市下水道事業経営審議会」を開催し、答申を受けて作成した「三原市下水道事業経営戦略(令和4年度改定版)」において、下水道使用料を令和5年度から改定することとしました。

この経営戦略は、市民や市議会議員の皆様からの意見が反映されています。

下水道使用料の改定時期、改定率は、令和5年度からは令和4年度と比べて約20%引き上げ、令和8年度からは令和4年度と比べて約30%引き上げすることとし、令和4年9月に市議会の議決により決定いたしました。

下水道使用料の改定により、下水道事業会計の財政状況を改善し、将来にわたって安定的に事業を継続することで、快適な暮らしや良好な水環境を保つことを目指します。

詳しくはこちらをご覧ください。



下水道整備課ホームページ

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/>



三原市下水道事業経営戦略について

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/keieisenryaku.html>



お 問 い
合 わ せ 先

三原市都市部 下水道整備課 普及促進係

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 Tel:0848-67-6049 Fax:0848-64-6057